

令和7年第3回竜王町議会定例会（第4号）

令和7年9月29日

午後1時00分開議

於 議 場

**1 議 事 日 程（第4日）**

- 日程第 1 議第73号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 議第45号 竜王町名誉町民条例  
(総務産業建設常任委員会委員長報告)
- 日程第 6 議第53号 竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例  
(教育民生常任委員会委員長報告)
- 日程第 7 議第55号 令和7年度竜王町一般会計補正予算（第2号）  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第 8 議第60号 令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第 9 議第61号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
歳入歳出決算認定について  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第10 議第62号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
歳入歳出決算認定について  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第11 議第63号 令和6年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定  
について  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第12 議第64号 令和6年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第13 議第65号 令和6年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について  
(予算決算常任委員会委員長報告)

- 日程第14 議第66号 令和6年度竜王町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第15 議第67号 令和6年度竜王町水道事業会計決算認定について  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第16 議第68号 令和6年度竜王町下水道事業会計決算認定について  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第17 議第74号 竜王町監査委員の選任について
- 日程第18 議第75号 竜王町教育委員会教育長の任命について
- 日程第19 請第1号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める請願  
(総務産業建設常任委員会委員長報告)
- 日程第20 意見書第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書
- 日程第21 議会広報特別委員会委員長報告
- 日程第22 地域活性化特別委員会委員長報告
- 日程第23 議会改革特別委員会委員長報告
- 日程第24 所管事務調査報告  
(議会運営委員会委員長報告)  
(総務産業建設常任委員会委員長報告)  
(教育民生常任委員会委員長報告)
- 日程第25 委員会の閉会中の継続調査の申出について

### 追 加 議 事 日 程

- 追加日程第1 議長の辞職について
- 追加日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第3 副議長の辞職について
- 追加日程第4 副議長の選挙について
- 追加日程第5 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第6 諸般の報告(常任委員会、正副委員長互選の結果報告)
- 追加日程第7 議会運営委員の選任について
- 追加日程第8 諸般の報告(議会運営委員会、正副委員長互選の結果報告)
- 追加日程第9 議会広報特別委員会委員の辞任について

- 追加日程第 1 0 議会広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 1 1 諸般の報告（議会広報特別委員会、正副委員長互選の結果報告）
- 追加日程第 1 2 地域活性化特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第 1 3 地域活性化特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 1 4 諸般の報告（地域活性化特別委員会、正副委員長互選の結果報告）
- 追加日程第 1 5 議会改革特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第 1 6 議会改革特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 1 7 諸般の報告（議会改革特別委員会、正副委員長互選の結果報告）
- 追加日程第 1 8 東近江行政組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 1 9 八日市布引ライフ組合議会議員の選挙について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	中村 匡希	2番	三宅 政仁
3番	若井 政彦	4番	大橋 裕子
5番	鎌田 勝治	6番	橋 せつ子
7番	澤田 満夫	8番	磯部 俊男
9番	内山 英作	10番	森島 芳男
11番	山田 義明	12番	小西 久次

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
監査委員	内山 英作	副町長	杼木 栄司
総務主監	関司 明德	住民福祉主監	川嶋 正明
産業建設主監	森 徳男	会計管理者	寺本 育美
総務課長	町田 啓司	未来創造課長	岩田 宏之
中心核整備課長	織田 政則	税務課長	奥 敏和
生活安全課長	富田 尚弘	住民課長	臼井由美子
福祉課長	中原 江理	健康推進課長	野村 博嗣
自立支援課長	小森久美子	農業振興課長	中島 孝之
商工観光課長	西村 忠晃	建設計画課長	中西 政也
上下水道課長	越智 裕彰	教育次長	森岡 道友
教育総務課長	沖 宏賢	学校教育課長	山中 博嗣
生涯学習課長	山中 知樹		

## 5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	寺嶋 要	書 記	後藤麻理奈
--------	------	-----	-------

開議 午後1時00分

○議長（小西久次） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり  
ます。よって、定足数に達していますので、これより令和7年第3回竜王町議会  
定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に専決処分報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いい  
たします。なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 1 議第73号 工事請負契約の締結について

○議長（小西久次） 日程第1 議第73号、工事請負契約の締結についてを議題  
といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました議第73号の提案理由を申し上  
げます。

議第73号、工事請負契約の締結についてにつきましては、町道綾戸橋本西線  
道路改築工事その5の請負契約の締結でございまして、去る令和7年9月10日  
に指名競争入札を執行いたしましたところ、滋賀県蒲生郡竜王町岡屋3434村  
井建設株式会社、代表取締役瀬川恵司が金額8,966万6,500円で落札い  
たしましたので、これの請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第  
5号及び竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する  
条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

以上、議第73号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、  
よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小西久次） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

日程第1 議第73号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑に入り  
ます。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第1 議第73号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第1 議第73号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

日程第 3 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

日程第 4 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

○議長（小西久次） 日程第2から日程第4 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者を法務大臣に推薦させていただくことについて、議会の御意見を求めるものでございます。

候補者につきましては、今回、令和7年12月31日をもって任期が満了いたします守 快信氏を再度推薦するものでございます。

守 快信氏は、（個人情報のため、一部秘匿）人権相談業務をはじめ人権擁護活動を精力的に行っておられます。また、人格、識見とも高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護について精通された適任者であると考えますので、同氏を推薦することについて、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和8年1月1日から3年間でございます。

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し

上げます。

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者を法務大臣に推薦させていただくことについて、議会の御意見を求めるものでございます。

候補者につきましては、今回、令和7年12月31日をもって任期が満了いたします甲津美紀子氏を再度推薦するものでございます。

甲津美紀子氏は、（個人情報のため、一部秘匿）人権相談業務をはじめ人権擁護活動を精力的に行っておられます。また、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護について精通された適任者であると考えますので、同氏を推薦することについて、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和8年1月1日から3年間でございます。

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者を法務大臣に推薦させていただくことについて、議会の御意見を求めるものでございます。

候補者につきましては、竹内喜美子氏を推薦するものでございます。

竹内喜美子氏は、（個人情報のため、一部秘匿）豊富な経験と知識をお持ちでございます。人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護について精通された適任者であると考えますので、同氏を推薦することについて、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和8年1月1日から3年間でございます。

以上、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについての3件につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、よろしく御審議を賜り御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第2から日程第4までを一括して質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略

いたします。

日程第2から日程第4について、それぞれお諮りいたします。

日程第2 人権擁護委員の候補者として守 快信氏を推薦することについて、  
適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の候補者として守 快信氏を推薦することについて、適任と認めることに決定されました。

日程第3 人権擁護委員の候補者として甲津美紀子氏を推薦することについて、  
適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の候補者として甲津美紀子氏を推薦することについて、適任と認めることに決定されました。

日程第4 人権擁護委員の候補者として竹内喜美子氏を推薦することについて、  
適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の候補者として竹内喜美子氏を推薦することについて、適任と認めることに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第 5 議第 4 5号 竜王町名誉町民条例**

##### **（総務産業建設常任委員会委員長報告）**

**○議長（小西久次）** 日程第5 議第45号、竜王町名誉町民条例を議題といたします。

本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、森島芳男議員。

**○総務産業建設常任委員会委員長（森島芳男）** 議第45号、総務産業建設常任委員会報告。

令和7年9月29日

委員長 森島 芳男

去る9月8日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第45号、竜王町名誉町民条例について審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、9月9日午後1時より第一委員会室において委員全員出席の下、

委員会を開催し、西田町長、凶司総務主監、岩田未来創造課長及び関係職員の出席を求め、説明を受け審査を行いました。

議第45号、竜王町名誉町民条例について。

この条例は、社会の発展に卓越した功績があり、広く町民が町の誇りとして敬愛する者に対し、竜王町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を授与するとともに、これを顕彰し、もって町民の竜王町に対する愛着と誇りの高揚に寄与することを目的として制定するものである。

**【主な質疑応答】**

問) 名誉町民の功績を広報紙等で広く公表することも重要だが、小中学校の児童生徒などの若者が功績を知ることによって、将来の大きな励みになると思う。教育現場への情報共有等についてどう考えているか。

答) 名誉町民が決定した場合、広報紙への掲載だけでなく、その功績を振り返る展示の実施等ほかの方法も検討しながら、多世代に向けて広く周知を図っていききたい。

以上、慎重審査の結果、議第45号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

**○議長（小西久次）** ただいま、総務産業建設常任委員会委員長より審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第5 議第45号、竜王町名誉町民条例を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小西久次）** 起立全員であります。よって、日程第5 議第45号は委員

長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 6 議第 5 3 号 竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例

### (教育民生常任委員会委員長報告)

○議長（小西久次） 日程第 6 議第 5 3 号、竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例を議題といたします。

本案は、教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、磯部俊男議員。

○教育民生常任委員会委員長（磯部俊男） 議第 5 3 号、教育民生常任委員会報告。

令和 7 年 9 月 2 9 日

委員長 磯部 俊男

去る 9 月 8 日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第 5 3 号、竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、9 月 9 日午前 9 時より第一委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催し、西田町長、川嶋住民福祉主監、野村健康推進課長及び関係職員の出席を求め、説明を受け審査を行いました。

議第 5 3 号、竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例について。

この条例は、竜王町においては各学校区に 1 施設、計 2 施設の学童保育所を設置しており、今回、中心核整備における竜王小学校区の新たな学童保育所の整備に伴い、これを契機に、効果的かつ効率的な運営、自主事業導入によるサービス向上、保育指導者の質の向上を求め、本町においても指定管理者制度の導入を可能とするため、条例の全部改正を行うものである。

#### 【主な質疑応答】

問) 学童保育所を指定管理にすることができる条項を設ける基本的な理由は何か。また、指定管理者制度の具体的な導入時期は。

答) 公の施設に関しては、地方自治法の規定により指定管理者制度で管理することができるので、学童保育所の運営管理について、今後指定管理者制度の導入も選択肢の 1 つとしてできるよう条例を整備する。

指定管理者制度を実施導入するかの判断も含め、今後専門会議において協議・検討を行い決定するため、導入時期については現在未定である。

以上、慎重審査の結果、議第53号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（小西久次） ただいま、教育民生常任委員会委員長より審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第6 議第53号、竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第6 議第53号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 7 議第 5 5 号 令和 7 年度竜王町一般会計補正予算（第 2 号）

### （予算決算常任委員会委員長報告）

○議長（小西久次） 日程第7 議第55号、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案は、予算決算常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山田義明議員。

○予算決算常任委員会委員長（山田義明） 報告します。

議第55号、予算決算常任委員会報告。

令和7年9月29日

委員長 山田 義明

去る9月8日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第55

号、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、9月10日午前9時より301会議室において委員多数出席の下、委員会を開催し、西田町長、関係主監及び関係職員の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第55号、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第2号）について。

令和7年度竜王町一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,664万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ123億7,619万7,000円に改めるものです。

#### 【主な質疑応答】

福祉ステーション改修工事費について。

問) 福祉ステーションを子ども療育事業所として利用できるよう改修されるが、屋根の漏水や断熱材が入っていないということは、長年福祉ステーションを使用している中で分かっていたことかと思うが、当初予算の段階では検討されず増額補正対応となったのはなぜか。

答) 屋根の漏水対応については、公共施設等総合管理計画において2030年に改修する予定としていたが、最近雨漏りが発見されたため改修が必要となり、今回補正対応することとした。断熱材については、当初予定のなかった内壁の撤去により、建物の劣化防止や断熱性能の確保、また、気温の変化への対応が難しい利用者も一定いるため、この対応として断熱材を入れるほうが効果的であると判断した。

次に、弁護士相談手数料について。

問) 今回増額した100万円の用途は。

答) 用途については大きく2件あり、1件は、ふるさと納税のハンバーグ加工場誘致において、場所を町有地の賃借として検討していることから、手続の中で双方利害関係も含めた契約書となっているか法的確認を行うものである。もう一件は、町有地売却に係る売買契約書の内容確認を依頼するものである。いずれも権利に関する重要な契約となるため、遺漏がないよう専門家によるリーガルチェックを受けるものである。

次に、バイオマスボイラー給湯設備等工事費について。

問) 今回増額した125万3,000円の工事内容は。

答) ハウス栽培されているメロンの育苗について、これまでの電熱線で地面を

暖める方法から、配管に温水を通しこれを循環させて地面を暖める方法により栽培実証したいため、バイオマスボイラーの配管工事を行うものである。

次に、学校給食センター事業方式等検討業務委託料について。

問) 委託料が800万円となっているが、この目的及びその内容は。

答) 本業務は、交流・文教ゾーンに新築する学校給食センターの整備や管理手法等について現在、内部検討をしているところであるが、特に専門性の高い施設であることから、専門的な知識をサポートしてもらうため委託するものである。スケジュール感や整備内容に関しての助言のほか、事業手法や発注方式等、最も適切な整備ができるよう、手法ごとの数値を出していただく等の業務を考えている。

以上、慎重審査の結果、議第55号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上です。

**○議長（小西久次）** ただいま、予算決算常任委員会委員長より審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第7 議第55号、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第2号）を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小西久次）** 起立全員であります。よって、日程第7 議第55号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 8 議第60号 令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について**

- (予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第 9 議第 6 1 号 令和 6 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)  
歳入歳出決算認定について  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第 10 議第 6 2 号 令和 6 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (施設勘定)  
歳入歳出決算認定について  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第 11 議第 6 3 号 令和 6 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定  
について  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第 12 議第 6 4 号 令和 6 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第 13 議第 6 5 号 令和 6 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第 14 議第 6 6 号 令和 6 年度竜王町土地取得特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第 15 議第 6 7 号 令和 6 年度竜王町水道事業会計決算認定について  
(予算決算常任委員会委員長報告)
- 日程第 16 議第 6 8 号 令和 6 年度竜王町下水道事業会計決算認定について  
(予算決算常任委員会委員長報告)

○議長 (小西久次) 日程第 8 議第 6 0 号、令和 6 年度竜王町一般会計歳入歳出  
決算認定から日程第 16 議第 6 8 号、令和 6 年度竜王町下水道事業会計決算認  
定についてまでの 9 議案を一括議題といたします。

本案は、予算決算常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経  
過と結果について委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山田義明議員。

○予算決算常任委員会委員長 (山田義明) 報告します。

議第 6 0 号から 6 8 号、予算決算常任委員会報告。

令和 7 年 9 月 2 9 日

委員長 山田 義明

去る9月8日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第60号、令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第68号、令和6年度竜王町下水道事業会計決算認定についてまでの9議案について、審査の経過と結果を報告します。

議第60号、令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について。

本委員会は、去る9月12日及び16日の両日、午前9時より301会議室において、委員全員出席の下、委員会を開催し、竜王町長、甲津教育長、寺本会計管理者、関係主監次長及び関係職員の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

令和6年度の一般会計の決算額は、歳入総額112億1,730万3,077円、歳出総額107億2,028万282円となり、歳入歳出差引額は4億9,702万2,795円であります。このうち、令和7年度に繰り越した事業に要する財源1億4,540万4,000円を差し引くと、実質収支額は3億5,161万8,795円の黒字となりました。

決算書並びに決算報告書に基づいて各課より詳細説明を受け、審査を行いました。

**【主な質疑応答】**

・総務部門

問) 通学定期補助金について、利用人数は。

答) 通学定期半額補助の利用人数は延べ123人で、1,135月分が利用された。令和5年度は109人で1,012月分であった。

問) 汚水処理対策事業について、既設浄化槽管理の放流水検査実施が13件とあるが、この詳細について何う。

答) 当該事業については、県内19市町で構成されている滋賀県浄化槽設置促進協議会において、県下統一で実施している。令和6年度については竜王町の割当てが13件あり、近年調査を実施していない箇所について、浄化槽の放流水がきれいであるかの検査を行った。

・住民福祉部門

問) 自立支援給付事業費の障害福祉サービス費において就労移行支援、就労支援(A型)、就労支援(B型)とそれぞれ個別に計上しているが、この違いは。

答) 就労移行支援は、就労に必要な知識や能力向上のサポートを行う。就労支援(A型)は、雇用契約に基づいて就労されている方に就労に必要な支援を行い、

就労支援（B型）は、就労の機会を提供することで知識や能力向上の訓練を行う。

問）福祉有償運送事業補助金については、需要が高い重要な事業であるが、令和6年度減額補正して事業実施されたのはなぜか。

答）当初予算については、前年度実績を根拠として154万円を計上していたが、前年度では頻繁に利用いただいていた方が、今年度は年度途中で利用されなくなったため、この方が利用されるものとして計上していた額を減額した。

・教育委員会

問）燃料費について、減額補正をせず100万円以上の不用額が発生した理由は。

答）燃料費については、各学校園の冬場の灯油代がその多くを占めている。結果的には、令和6年度は冬場も暖かい日が続き、灯油の使用量が減少したが、1年間で最も寒い1月から3月にも十分な燃料費を確保しておく必要があると判断し、減額補正を行わなかったためである。

問）本町の英語教育については、ALTを活用するなど長年重点的に取り組まれており、一定成果が出ていると考える。一方で、英語検定料補助金を見ると、小・中学校とも受験者が少ないため、予算に対し執行額が大幅に下回っている。昨年度も同様の結果であったが、これに対する教育委員会の見解を伺う。

答）自らの英語が伝わった、生かせたという経験の積み重ねが自信につながり、英語検定の受検意欲も高まると考えることから、ALTとの交流や英会話のさらなる機会の創出について検討したい。

・産業建設部門

問）有害鳥獣駆除事業について、前年度と比較して今年度のイノシシ捕獲数が倍以上となっているのに対し、委託料については前年度よりも金額が低いのはなぜか。

答）事業委託料については、イノシシ・鹿用の檻の管理や見回りについて委託しているものであり、捕獲数の増減は影響しないためである。

問）蒲生野歴史街道運営協議会負担金が253万7,000円と高額なのはなぜか。

答）雪野山トンネルに設置されている通報設備が現在故障しており、更新が必要となる。令和6年度はこれに係る設計業務を行い、この費用を協議会に所属している2市1町で負担したためである。

議第61号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳

出決算認定について。

議第62号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について。

議第63号、令和6年度竜王町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について。

議第64号、令和6年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議第65号、令和6年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

議第66号、令和6年度土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

議第67号、令和6年度竜王町水道事業会計決算認定について。

議第68号、令和6年度竜王町下水道事業会計決算認定について。

本委員会は、9月17日午前9時より301会議室において、委員全員出席の下、委員会を開催し、西田町長、寺本会計管理者、関係主監次長及び関係職員の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第61号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算は、歳入総額が10億6,416万8,274円で前年度比93.4%、歳出総額が10億4,934万8,247円で前年度比92.6%となり、歳入歳出差引額は1,482万277円となっています。

**【主な質疑応答】**

問) 人間ドック検診補助金について、何人が補助を受けられたのか。

答) 77人の方が補助を受けられた。

議第62号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算は、医科は歳入歳出総額ともに277万7,847円で、対前年度比74.9%です。歯科は歳入総額5,853万3,985円で前年度比104.7%、歳出総額が5,475万3,710円で前年度比105.4%となり、歳入歳出差引額は378万275円となっています。

**【主な質疑応答】**

問) 一般管理費及び歯科保健センター管理費について、施設の修繕等をされているが、老朽化等課題解決のために診療所あり方検討部会を設置し検討されていたが、その後の経過は。

答) 歯科診療所については、施設そのものが老朽化し、小手先だけの修繕では限界を迎えていることは承知しており、施設・運営の両側面を現在検討協議している。

議第63号、令和6年度竜王町学校給食事業特別会計の決算は、歳入総額が6,138万1,382円で、歳出総額が6,113万5,927円となり、歳入歳出差引額は24万5,455円となっています。

**【主な質疑応答】**

問) 前年度中に米価の価格はどの程度上昇したのか。また、少しでも安くなる手立はないのか。

答) 令和6年9月までは1キロ370円だったのに対し、令和6年10月から480円となり、約1.3倍上昇している。米の価格については、物資納入業者が東近江地域一円を統一単価とされていることから、竜王町のみ単価を下げるということはできない状況である。

議第64号、令和6年度竜王町介護保険特別会計の決算は、歳入総額が9億8,639万479円で前年度比97.3%、歳出総額は9億8,095万990円で、前年度比99.3%、歳入歳出差引額は543万9,489円となっています。

**【主な質疑応答】**

問) 緊急通報システム運営事業委託料及び配食サービス見守り事業委託料について、例年不用額が発生しているが、どう受け止められているのか。

答) 委託料については今回、実績が見込数よりも少なかったため不用額が発生した。今後、特に配食サービス見守り事業については、必要な人に利用していただくよう民生委員等の協力を仰ぎながら、こういった事業があることについてさらに周知を図っていきたい。

議第65号、令和6年度竜王町後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額が1億6,821万8,348円で前年度比115.5%、歳出総額が1億6,707万5,876円で前年度比115.2%となり、歳入歳出差引額は114万2,472円となっています。

**【主な質疑応答】**

問) 課の枠組みを超え、横の連携を生かして取り組まれていることはあるのか。

答) 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組として、医療機関や健診を一定期間受けておられない方を訪問し、健康状態を把握することで必要な受診につなげる「健康状態不明者対策」や、福祉課の生涯現役事業に合わせた健康相談の実施等、適時行っている。

議第66号、令和6年度竜王町土地取得特別会計決算は、不動産売買契約に基

づき、令和6年10月31日付で取得した2万8,326.09平方メートル、3億4,557万8,420円となっています。

主な質疑応答はありませんでした。

議第67号、竜王町水道事業会計の決算は、収益的収支の収入が3億8,838万9,753円、支出が3億2,692万5,397円、資本的収支の収入が5億518万6,200円、支出が6億1,440万2,019円となっています。

**【主な質疑応答】**

問) 年間給水人口は減っているが、有収水量は8,000立方メートル程度上がっている要因は何か。

答) 新竜王小学校建築工事や滋賀竜王工業団地内をはじめとする工場等の建築工事が多くあった関係で、水道水の使用が増え有収水量の増加につながったためである。

議第68号、竜王町下水道事業会計の決算は、収益的収支の収入が4億8,568万293円、支出が4億7,894万6,515円、資本的収支の収入が2億4,927万3,900円、支出が4億1,546万1,761円となっています。

**【主な質疑応答】**

問) 人口が減っているのに下水の使用量が増えているのはなぜか。

答) 家庭から出る汚水の処理分と工場などから排水される汚水の処理分があり、令和6年度については工場からの排水が増えたためである。

以上、慎重審査の結果、議第60号、議第61号、議第64号及び議第65号は賛成多数で、議第62号、議第63号、議第66号、議第67号及び議第68号は全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決しましたので報告いたします。

**○議長（小西久次）** ただいま、予算決算常任委員会委員長より審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

6番、橘せつ子議員。

**〇6番（橘せつ子）** 議第60号、令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について。

上程されました議第60号、令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定については、本議案を認定とする予算決算常任委員会委員長報告に反対の立場から討論します。

令和6年度の一般会計の歳入総額は112億1,730万円、前年度比27億9,307万円33.2%増、歳出総額107億2,028万円、前年度比26億1,639万円32.3%増となっており、町政始まって以来の決算額となりました。

令和3年度から本格的に始まった中心核整備事業も、交流・文教ゾーンの事業地造成、道路工事が行われ、竜王小学校の建設工事が着工されるに至りました。令和6年度の主要な事業である中心核交流・文教ゾーンの整備については、造成工事・道路工事で約10億円、小学校建設で約5.2億円の支出となっておりますが、次年度以降も続く工事ですから、その財源については町債に頼らざるを得ない状況と考えます。

令和6年度の町債は18億1,109万円ですが、今までの町債残高も含む令和6年度末現在の合計は66億2,082万円となっております。これからこの上にさらに増額となることが予想されます。令和6年度末には、この間の物価高騰も影響して、交流・文教ゾーン予算が大幅に膨らむことが予想され、事業の見直しを余儀なくされています。当初55億円と言われていた予算は83億円になり、現在は100億円を超える予算となっております。町債も8億円余り増額の予定となっております。

整備スケジュールの見直しでは、各施設の建設時期を遅らせるという計画ですが、本当にそれだけでいいのでしょうか。中心核整備のあり方についても問い直す必要があるのではないのでしょうか。

これからの財政運営に当たり気になることは、経費節減が必要ということで、暮らし、教育、福祉など住民サービスの充実が後回しにされるのではと心配しています。

今でも各課からは、「財政的に厳しいので」という言葉がよく言われています。物価高騰でも賃金は上がらない、年金は目減りする、本当に町民の暮らしは大変です。何より住民サービスを第一に、必要な人に必要な支援が届くよう、さらな

る充実を図るべきと考えます。

また、町債の償還はこれから30年ほどかけての返済計画ですから、その返済は次の世代に大きいのしかかっていることが明白です。10年、20年後の町政に影響することですから、財政計画をきちんと示し、見える化を図って町民の理解が得られるようにすべきと申し上げ、反対討論といたします。

次に、議第61号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、本議案を認定とする予算決算常任委員会委員長報告について、反対の立場から討論します。

国民健康保険の加入者の多くは、65歳から74歳の高齢者や自営業者の方々と言われていています。令和6年度は高い国民健康保険税（以後、「国保税」）のさらなる値上げにより、この間の物価高騰も影響して、住民の生活は一層生活を圧迫している状態です。また、子育て世代の経済的負担軽減を言われながら、子どもに係る均等割はまだ未就学児の均等割の5割が公費負担となったのみで、18歳未満の子どもたちについては全額世帯負担となっています。子どもが多いほど負担も大きいということは、早急に改善する必要があり、公費負担により子どもの均等割はなくすべきと考えます。

令和6年12月からは国民健康保険証が廃止され、基本的にマイナ保険証に一本化する仕組みとなり、マイナ保険証を持たない非保有者には資格確認書が交付されています。しかし、医療現場ではトラブルも多く、うまく使えないなど問題が出されています。災害時の対応も考慮すると、全員に資格確認書が送付されるべきと思います。

国民健康保険制度は1961年、昭和36年から皆国民保険として、全ての国民が国民医療保険に入れなかった場合に入る保険として、医療のセーフティーネットの役割も果たしてきました。当初、国保税収入の約70%あった国庫負担金は、1980年頃から減額され、現在は23%程度になり、都道府県の支出金を合わせても30%ほどになっています。現在、他のどの保険よりも高い保険となっております。この国庫負担割合に対し改善、増額が図られることが一番の課題であり、国への要望、働きかけが必要と考えます。

地方自治体としても、保険者として誰もが払える国保税にするため、最大の努力をする必要があると申し上げ、反対討論といたします。

続いて議第65号、令和6年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本議案を認定とする予算決算常任委員会委員長報告に反対の立場か

ら討論します。

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の人、そして、65歳から74歳までの人で一定の障がい状態にあると、後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人が加入する医療保険です。

75歳になると、勤めているかどうかに関係なく、今まで加入していた保険、国保、健康保険、共済などから自動的に後期高齢者医療保険に加入となります。保険料は2年置きに見直され、所得割合率、均等割、上限額もそのたびに66万円、73万円、80万円と引き上げられています。令和6、7年度も見直しの年になり、今回、被保険者1人当たりの平均保険料額は全国平均で7,082円となり、令和4、5年の6,575円から507円の増となりました。約7.7%の増です。この物価高騰に保険料も上がって、年金暮らしの高齢者にとっては生活は大変です。保険料は年金から自動的に徴収されるため、現状や思いを相談したいと思っても、市町村の広域連合という住民から離れた見えにくい組織の運営となっているため、住民の声、思いや要望も反映されにくい状況があります。

令和4年には、一定の所得がある方の医療費の窓口負担が2割に引き上げられ、例えば、同じ世帯の被保険者の中に28万円以上の課税所得者がいる、または年金収入とその他の合計所得金額の合計が1人では200万円以上、2人なら320万円以上だと2割になるわけです。僅かな収入で窓口2割負担になり、毎年保険料も上がっていくと嘆かれています。2割負担で一度に上がると混乱すると配慮措置がされましたが、それも2025年の9月30日までとなっています。

現状では、後期高齢者医療保険料の負担は大きくなるばかりで、高齢者にとって安心の老後は見えません。保険制度の見直しや国庫負担金の引上げが必要だと申し上げ、討論いたします。

**○議長（小西久次）** ほかに討論はありませんか。

3番、若井政彦議員。

**○3番（若井政彦）** 議第60号、令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、予算決算常任委員会委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

令和6年度の一般会計歳入歳出決算総額等については、委員長報告のとおりであります。

中心核整備をはじめとする重点施策プロジェクトの推進などにより、決算額規模が町政史上最大となりました。歳入においては、町民の命と暮らしを守り支え

る行政執行に欠かせない財源確保において、その根幹をなす税収、とりわけ法人町民税の大きな落ち込みは、長引く物価高騰などの社会経済情勢の不安定さと相まって、まさに泣き面に蜂のごとく、厳しく難しい財政運営を強いるものとなりました。

そうした中で、新たな返礼品の開発と魅力発信に努められたふるさと納税の取組は、寄附額が前年度の3倍に達するなど、自主財源確保に成果を残されました。しかしながら、様々な施策事業によるところの起債への依存度は多く、これまでと同様に、依然として厳しい歳入実態であることは否めません。

そうした中でも、そうした中でもです。歳出においては、町民ファーストの理念からと信じてますが、出産・子育て環境の整備推進のための重層的支援、伴走型相談支援や経済支援への積極的な取組、引き続く子ども世代の医療費無償化、国の交付金を活用した物価高騰対策、農政推進、道路橋梁整備、44年ぶり2回目の本県開催となった第79回国民スポーツ大会の開催準備、中心核整備においては、子どもたちの夢の新小学校建設工事に着手するなど、多くの重点施策プロジェクトが展開をされてきました。学校給食にあつては、保護者の経済的負担軽減と併せて、何より学校給食が教育、食育であるとの理念に立って、県内でも早くに無償化を実施されたことは特筆すべきことであります。

社会福祉、教育、農業、土木をはじめ、あらゆる全ての分野において大変厳しい財政事情の中で、私どもが決定をした令和6年度予算を創意工夫、英知を結集され、予定どおり執行されたものと考えてところであります。また、後年度負担への不安は拭えませんが、本決算においては、財政の健全化判断比率に係る関係数値も良好であります。

決算を認定するに当たっては、「妥当性」必要性の問題、「有効性」効果があったかどうか、「効率性」無駄がなかったか、この3つの視点が必要と考えております。令和6年度の決算で、個別にはさらに検討や工夫を必要とされるものもありますが、総じてこの3つの視点を達成されたものと私は考えるところであります。

しかしながら、今後も重点プロジェクトの展開に伴う事業費増や、これまで以上の様々な行政需要の増大が予想されます。そして、そこには、これまでも乗り越えてきた制度や規制の壁が一層立ち上がることも考えられます。真の行政サービスは、税の公平な還元であります。これまで前へ前へと進んできた今、時に立ち止まって様々な角度から検証・検討することも大事ではないかと考えるところ

ろであります。

行政運営執行の原動力である、全ての会計、一般会計、特別会計、全ての職員の疲弊の危惧もその1つであります。重点施策プロジェクトの推進、全ての行政運営、執行の鍵を握る体制整備にも意を配し、町民、職員とも心合わせて健全な行財政運営に取り組まれることを要請、期待をし、賛成討論といたします。

次に議第61号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、予算決算常任委員会委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

歳入歳出決算総額については、委員長報告のとおりであります。

国民健康保険は、制度改革により県内を統一することから、現在その移行期間にあり、財政運営主体が平成30年度より県となったものです。団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することから、被保険者数が減少傾向にあるものの、税財源の確保に努めてられています。国民健康保険税は目的税であるがゆえ、様々な制限などもあり、厳しい事業運営に注力されてきたと感じています。

よく国保税が高いと言われます。確かにそう感じることもあります。私どもが令和6年度予算を決定をしたことは、国保税率も含めて決定したものであり、計画的に賦課徴収等に取り組んでいただいたものであります。

医療費を抑制することは、予防対策を強力的に取り組むこととなります。様々な検診への受診勧奨、そして、その結果を受けての保健指導、健康の保持増進、疾病予防への普及啓発活動をはじめ、多くの事務事業を取り組まれ、その成果も確認をさせていただいたところでもあります。

国民健康保険制度は、揺り籠から墓場までの理念の下、国民皆保険制度の中で、社会保険等の加入者以外の方のセーフティーネットとしての存在であります。被保険者のよりどころでもあります。今後、県内統一や子どもの均等割など、税財源も含めた被保険者と制度上の課題整理について、県内各保険者や県とも十分協議・検討をされますよう望むところでもあります。

加えて、保健衛生事業の推進、またその展開にあっては、限られたマンパワーでは疲弊が先行し、効果は期待ができません。保健師等、専門職の充実した体制整備を検討すべきであると考えているところです。

元気な町は、そこに住む人々の元気が源です。国民健康保険被保険者の健康づくり、元気の醸成が竜王町を活性化させます。一層の国民健康保険事業運営に邁進いただくことを期待し、賛成討論といたします。

続いて議第65号、令和6年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、予算決算常任委員会委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

歳入歳出決算総額等については、委員長報告のとおりであります。

後期高齢者医療制度ができて17年が経過しました。75歳以上の医療費を現役世代と高齢者で支えることからスタートしたものです。運営は広域連合で、市町は保険料を納付することから、保険料の徴収が業務となっており、様々な納付方法の勧奨など未納抑制を図られています。また、マイナンバー導入に伴い、マイナ保険証移行に際し、被保険者証に係る暫定的運用を実施されてこられました。現制度下での取組と決算について、異論を挟む余地はございません。

物事には経年変化がつきものですが、こうした制度についても、制度疲労はあると思います。今後、被保険者の増大は確実に想定されることから、制度と実態との検証を惜しまず行いながら、超高齢化社会での後期高齢者医療への取組に御尽力いただくことを期待し、賛成討論といたします。

以上です。

**○議長（小西久次）** ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

お諮りいたします。

日程第8 議第60号、令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小西久次）** 起立多数であります。よって、日程第8 議第60号は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に日程第9 議第61号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小西久次）** 起立多数であります。よって、日程第9 議第61号は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に日程第10 議第62号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定についてを、委員長報告のとおり認定することに

賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第10 議第62号は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に日程第11 議第63号、令和6年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第11 議第63号は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に日程第12 議第64号、令和6年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第12 議第64号は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に日程第13 議第65号、令和6年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第13 議第65号は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に日程第14 議第66号、令和6年度竜王町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第14 議第66号は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に日程第15 議第67号、令和6年度竜王町水道事業会計決算認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第15 議第67号は委

員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に日程第16 議第68号、令和6年度竜王町下水道事業会計決算認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第16 議第68号は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

この際、申し上げます。ここで午後2時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時45分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議第74号 竜王町監査委員の選任について

○議長（小西久次） 日程第17 議第74号、竜王町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、中村匡希議員の退場を求めます。

[中村議員 退場]

○議長（小西久次） 提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました議第74号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第74号、竜王町監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任しておりました内山英作氏が令和7年9月30日をもって退任されることから、後任として中村匡希氏を竜王町監査委員に選任いたしたく、当該規定により同意を求めるものでございます。

中村匡希氏は、（個人情報のため、秘匿）令和元年10月1日から竜王町議会議員としてお勤めいただいているところでございます。この間、議会広報特別委員会委員長及び副議長を歴任され、町政発展のために御尽力いただいているところでございます。識見、経験とも豊富で住民の信望も厚く、町行政の財政及び事業につきましても、長年の議員経験から精通されており、竜王町監査委員として適任であると考えます。

以上、議第74号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、よろしく御審議を賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小西久次） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第17 議第74号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第17 議第74号は原案のとおり同意することに決定されました。

中村匡希議員の入場を許可いたします。

[中村議員 入場]

○議長（小西久次） 日程第17 議第74号の監査委員の選任については、同意することに決定されましたのでお知らせいたします。

[教育長自主退席]

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議第75号 竜王町教育委員会教育長の任命について

○議長（小西久次） 日程第18、議第75号、竜王町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました議第75号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第75号、竜王町教育委員会教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

現在、竜王町教育委員会教育長として御尽力いただいております甲津和寿氏は、（個人情報のため、一部秘匿）令和7年10月25日をもって任期が満了いたしますが、引き続き甲津和寿氏を任命いたしたく、提案申し上げるものでございます。

甲津和寿氏は、昭和54年に公立学校で教鞭を執られて以来、38年間の長きにわたって培われた教育現場における教育行政での経験による知見も豊富であり、教育万般の事情に精通されておられます。（個人情報のため、一部秘匿）公教育の充実に尽力される等、生涯学習及び教育行政にも深い造詣をお持ちでございます。

加えて、教育長の職にあつても、学校教育分野では、子どもたちの学ぶ力の向上に向けて「徹底反復学習」の取組、教職員が子どもと向き合う時間の確保のための教職員の働き方改革、令和8年度の開校を目指す竜王小学校の移転新築に向けた準備などを進めておられます。

また、社会教育分野では、家庭の教育力の向上の取組として、基本的な生活習慣の確立のため、「早寝早起き朝ごはん」運動の推進、第79回国民スポーツ大会におけるスポーツクライミング競技の開催に向けた準備、さらには、会場地として常設ボルダリング施設の整備や選手の育成に取り組み、教育を通して竜王の人づくり・まちづくりに尽力されています。

このように教員時代から一貫して変わらぬ教育への熱い情熱と行動力は、その温厚篤実な性格と相まって、地域住民からの信望も非常に厚いものがあり、竜王町教育委員会教育長として適任であると考えますので任命いたしたく、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和7年10月26日から令和10年10月25日までの3年間でございます。

以上、議第75号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 日程第18 議第75号、竜王町教育委員会教育長の任命についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第18 議第75号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第18 議第75号は原案のとおり同意することに決定されました。

[教育長入場]

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 請第1号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願

（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（小西久次） 日程第19 請第1号、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

本請願につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、森島芳男議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（森島芳男） 請第1号。総務産業建設常任委員会報告。

令和7年9月29日

委員長 森島 芳男

去る9月8日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました請第1号、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、9月9日午後1時より第一委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催し、請願者 日本国民救援会滋賀県本部会長 中野善之助氏から提出された請願について、紹介議員の橘せつ子議員から説明を受け、審査を行いました。

【請願の主な内容】

日本国民救援会は、日本国憲法と世界人権宣言を指針として冤罪被害者を支え、「無実の人は無罪に！」を合い言葉に支援運動を行っているボランティア団体である。

再審制度は刑事訴訟法に規定があるが、条文数は19か条のみであり、個々の再審裁判では裁判所の解釈・運用に委ねられ、いわゆる「再審格差」が起こっているのが実態である。現行制度は複数問題を抱えており、例えば捜査段階で集めた全ての証拠を開示することが定められていないため、検察側が開示しない場合がある。また、裁判所が再審開始決定を出したとしても、検察側が不服申立て（上訴）をすることにより、再審が開始されず時間だけが経過していく。このことから、再審法（刑事訴訟法の再審規定）を通常審のように整備し、「再審格差」が起こらないようにすることが必要である。

以上の趣旨から、①再審における検察手持ち証拠の全面開示、②再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止、③「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の整備の3点について、国に対し法改正を求める意見書の採択を求める内容である。

以上、慎重審査の結果、請第1号は、全員賛成で採択すべきものと決しましたので報告いたします。

**○議長（小西久次）** ただいま総務産業建設常任委員会委員長より審査の経過と結果の報告がありました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。  
お諮りいたします。

日程第19 請第1号を採択することに 賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小西久次）** 起立全員であります。よって、日程第19 議第1号は採択

することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第20 意見書第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書**

**○議長（小西久次）** 日程第20 意見書第1号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、森島芳男議員。

**○総務産業建設常任委員会委員長（森島芳男）** 令和7年9月29日提出。

提出者、総務産業建設常任委員会委員長、森島 芳男。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出理由を申し上げます。

冤罪は、有罪とされた者やその家族の人生を大きく狂わせる最大の人権侵害です。滋賀県においても、湖東記念病院事件については再審無罪の判決まで17年、日野町事件については事件発生から40年がたった今も係争中であるなど、途方もない時間がかかっています。

現在国では、法制審議会において刑事法（再審関係）部会を立ち上げられ、再審規定の改正に向け議論が進められているところです。冤罪被害者を一日も早く救済するため、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の整備について、当審議会での慎重かつ迅速な議論を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

提出は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務大臣宛てとしております。

議員皆様の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第20 意見書第1号を原案のとおり提出することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第20 意見書第1号は、原案のとおり提出することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 議会広報特別委員会委員長報告

○議長（小西久次） 日程第21 議会広報特別委員会委員長報告を議題といたします。

議会広報特別委員会委員長、内山英作議員。

○議会広報特別委員会委員長（内山英作） 議会広報特別委員会報告。

令和7年9月29日

委員長 内山 英作

本委員会は、令和7年第2回定例会閉会後の6月27日、7月3日、10日、16日の4日間、議会だよりの編集委員会を開催し、令和7年8月1日に議会だより第212号を発行しました。

主な記事の内容は、令和7年度各会計補正予算、委員会の活動、一般質問、シリーズ「がんばる私たち」などであり、表紙と裏表紙には、NPO法人竜王子育てネットワークの方々を中心に、古民家を改修し、子育て活動やフリースクール、第3の居場所での活動などを実施されている林地先にある「ひだまり学舎」の活動写真を掲載しました。

次に、本委員会は9月8日に委員会を開催し、次回発行する議会だより第213号の編集内容について協議し、原稿作成の役割分担、編集日程及び編集内容を決定しました。

また、「議会広報編集マニュアル」の改定に向けて、各委員から出された改善すべき事項、この2年間で改善してきた編集内容、また、研修会等で得た情報などを盛り込んだ改定原案を、10月22日の第4回編集委員会までに各委員に検討してもらうこととしました。

なお、議会だよりの編集委員会は、定例会閉会後の10月1日、8日、15日、22日の4日間開催する予定で、11月1日に発行することを決定しました。

以上、議会広報特別委員会報告といたします。

○議長（小西久次） ただいまの議会広報特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、議会広報特別委員会委員長報告はこれで終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 2 地域活性化特別委員会委員長報告

○議長（小西久次） 日程第 2 2 地域活性化特別委員会委員長報告を議題といたします。

地域活性化特別委員会委員長、磯部俊男議員。

○地域活性化特別委員会委員長（磯部俊男） 地域活性化特別委員会報告。

令和 7 年 9 月 2 9 日

委員長 磯部 俊男

本委員会は 9 月 1 0 日午後 1 時より 3 0 1 会議室において、委員多数出席の下、委員会を開催し、町執行部より西田町長、杼木副町長、甲津教育長、関係主監及び関係職員の出席を求め、調査を行いました。

「中心核整備（交流・文教ゾーン）の進捗について」

### 1、経過報告

令和 7 年 6 月 1 7 日開発行為完了検査、7 月 7 日配水管布設工事（第 2 工区）契約締結（工期は 1 0 月 3 1 日まで）、1 5 日マンホールポンプ設置工事変更契約締結（工期は 1 0 月 3 1 日まで）、7 月 3 0 日開発行為に係る工事の検査済証をいただきました。8 月 1 日交流・文教ゾーンの公園実施設計業務契約締結（工期は令和 8 年 3 月 2 4 日まで）、8 月 6 日、1 0 日まちづくり住民懇談会、2 0 日町道綾戸橋本西線道路改築工事その 5 入札公告、2 6 日町道東西線歩車道境界ブロック移設工事契約締結（工期は 1 0 月 3 1 日まで）

### 2、工事等の進捗状況について

竜王小学校建設工事については、計画どおり進行中である。

### 3、まちづくり住民懇談会における中心核整備に係る意見について

質問）整備工事費が 5 5 億から 8 3 億、1 0 1 億になった。資材費や人件費の高騰変動要因も理解できるが、総事業費の見通しはできていなかったのか。

回答）5 5 億円は当初の概算費用であり、具体的な設計等が進み、精査した費用が 8 3 億円。その後、物価高騰、施設整備の見直し（コミセンの公民館機能の

付加)、発注済み整備費用を計上した結果、101億円となった。事業費の増額は、町にとっては必要な施設の更新時期が重なっているためである。

質問) 人口1万人規模で年間予算100億円を超えていることは、本来あり得ない。事業が落ち着いた時期に年8億円の返済は難しいのでは。

回答) 計画を進めていく中で、その都度、時点修正しながら財政運営を行っている。企業誘致、新たな産業用地確保及びふるさと納税等を工夫しながら、引き続き財源確保に努めていく。

質問) 学童保育所整備費用が4億円を超えるのであれば、新設にこだわらず、新竜王小学校の放課後空き教室を活用するよう検討すべきでないか。

回答) 以前は小学校の利用可能教室を学童で使用していた時期もあったため検討したが、各運営主体と協議する中で、別棟で管理したほうが効率的であるとの結論に至った。

質問) 給食センターの整備費用は10億円を超える見込みである。維持管理も難しく、自前施設以外の方法も検討すべきでないか。

回答) 簡単に他市町との合同で調理するというわけにはいかない。合理化を図りながらも竜王町らしさを生かせる運営方法を検討している。

#### 【主な質疑応答】

問) まちづくり住民懇談会において、整備事業費の増額について、「施設更新の時期が重なったことも要因」という回答をしているが、このことについて具体的な説明を願いたい。

答) 現在ある施設の多くは整備されてから50年前後が経過しており、間もなく耐用年数を迎える。このため、施設の建て替え等の検討時期と交流・文教ゾーン整備時期が重なった。

以上、地域活性化特別委員会報告といたします。

○議長(小西久次) ただいまの地域活性化特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

○議長(小西久次) ないようでありますので、地域活性化特別委員会委員長報告はこれで終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23 議会改革特別委員会委員長報告

○議長(小西久次) 日程第23 議会改革特別委員会委員長報告を議題といたし

ます。

議会改革特別委員会委員長、鎌田勝治議員。

**○議会改革特別委員会委員長（鎌田勝治）** 議会改革特別委員会報告。

令和7年9月29日

委員長 鎌田 勝治

本委員会は、令和7年7月28日午前10時30分より、301会議室において委員多数出席の下、議会改革の諸事案について報告と議論を行いました。

まずは、こども議会の進捗については、「こどもまんなか会議」への参加者が小学生10名、中学生8名、高校生4名の総勢22名と当初の目標を大きく上回って確定したこと、また、8月19日に開催予定の「こどもまんなか会議」の初回の会議に委員長と副委員長が出席予定であることの2点を報告させていただきました。

次に、議会BCP（案）については、所管課である生活安全課との協議結果を基にして現在、加筆・修正中であるため、終わり次第、配付させていただくことと事前の内容確認することとしました。

前回の委員会で、議員定数を現状維持の12名とすることに決定したことを受けて、18期残りの任期2年間で現議会として取り組むべき課題を整理する中で、「議員のなり手不足」解消への展望を開くためには、広く町民の支持が得られ、魅力ある議会にすることが重要であるとの観点から、まずは「議会活動の見える化」にフォーカスして議論を行いました。

内容については、議会だよりの内容の改善、議会報告会のあり方、議員報酬の低さ、政策提案に向けての取組、議会に対する町民アンケートを実施してはなど、様々な意見が出され、活発な意見交換ができました。今回は、この点をもう少し掘り下げて議論を進めるようにしました。

次に、本委員会は、令和7年9月10日午前11時より301会議室において委員多数出席の下、議会改革の諸事案について、報告と議論を行いました。

まずは、8月19日に実施された「こどもまんなか会議」の様子についての簡単な報告と、今回は9月20日に2回目が予定されていることを報告させていただきました。

次に、議会BCP（案）については、修正後の案を再確認していただき、最終的に議員全員の賛成をもって、本案を正式な「議会BCP」とすることに決定しました。

次に、議会活動の見える化について議論を行いました。

出席議員全員に意見を求めた結果、「現状の議会報告会のあり方」に改善の余地があるとの意見が支配的であったため、まずは「議会報告会そのもの」を改善することになりました。

そこで、

- ①団体を対象とする従来の懇談会形式で実施する議会報告会
- ②一般の町民を対象とする議会報告会

この2つの報告会を区別して実施することを、委員長提案として賛否を問いました。結果、出席議員全員賛成でありましたので、次回の会議で、特に一般の町民を対象とする議会報告会について、その名称を含めて具体的な方法など詳細を議論することにしました。

以上、議会改革特別委員会報告といたします。

**○議長（小西久次）** ただいまの議会改革特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、議会改革特別委員会委員長報告はこれで終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第24 所管事務調査報告**

**（議会運営委員会委員長報告）**

**（総務産業建設常任委員会委員長報告）**

**（教育民生常任委員会委員長報告）**

**○議長（小西久次）** 日程第24 所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長、澤田満夫議員。

**○議会運営委員会委員長（澤田満夫）** 議会運営委員会報告。

令和7年9月29日

委員長 澤田 満夫

本委員会は、7月28日午前9時より第一委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催し、令和7年第3回定例会の日程について協議しました。

次に本委員会は、8月26日午前9時より第一委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催し、執行部より西田町長、町田総務課長ほか担当職員の出席

を求め、令和7年第3回定例会提案事件について説明を受けました。

今回提案された案件は条例10件、補正予算5件、令和6年度決算認定9件、報告案件2件の計26件です。また、同議事の進行について審議し、会議録署名議員の指名、会期を9月2日から9月29日までの28日間とすること及び議案の処理について審査決定しました。さらに、令和7年第3回定例会に提出される予定の特別職の旅費条例の改正に準じ、「竜王町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、議員提案すること及び提出者・賛成者を決定しました。

次に本委員会は、9月4日午前9時より301会議室において委員全員出席の下、委員会を開催し、執行部より西田町長、囃司総務主監、町田総務課長ほか担当職員の出席を求め、第3回定例会追加提案事件について説明を受けました。

今回提案された案件は、人事案件4件です。その後、同議事の進行について審議し、議案の処理について審査決定しました。

また、去る8月26日の議会運営委員会で決定しました「竜王町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、発議文面を確認し決定しました。さらに、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員から説明を受け、総務産業建設常任委員会に審査を付託することを決定いたしました。

加えて、令和7年第3回定例会第3日の一般質問について、11議員から提出された23問について質問の内容の確認と順序等を審議し、本会議は午前9時から再開し、会議時間の延長もあり得ることを決定いたしました。質問内容においては、関連性が高い質問については連続して質問するよう順序を変更し、その他についての質問順序は質問通告書の提出順とすることに決定しました。

次に本委員会は、9月29日午前8時30分より第一委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催し、執行部より西田町長、囃司総務主監、町田総務課長ほか担当職員の出席を求め、令和7年第3回定例会の追加提案について説明を受けました。

今回提案された案件は、工事請負契約の締結について1件、人事案件5件の計6件です。その後、同議事の進行について審議し、議案の処理について審査決定しました。また、今定例会に提出された請願が、審査を付託した総務産業建設常任委員会において全員賛成で採択されたことを受け、委員会より提出された意見書1件の処理について審査決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告とします。

○議長（小西久次） 次に、総務産業建設常任委員会委員長、森島芳男議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（森島芳男） 総務産業建設常任委員会所管事務調査報告。

令和7年9月29日

委員長 森島 芳男

本委員会は、7月31日に委員多数出席、町執行部より西村商工観光課長出席の下、岐阜県郡上市への視察研修を行いました。

道の駅を拠点とした農業・観光振興のまちづくりを推進するため、先進地の調査として、道の駅「古今伝授の里やまと」を視察し、その運営を行っている群上大和総合開発株式会社、水野正文代表取締役社長から話を伺いました。

郡上市では、「稼げる第三セクター」を目指し、市独自の取組である和歌文化を「古今伝授の里づくり」として発信し、サービス提供拠点を整備することで交流人口の拡大につなげており、文化振興による経済の活性化を図っています。一例として、農産物の加工・販売所や複数のレストラン等からなる「くつろぎ広場」や豊富な種類の温泉を楽しむことができる「やまと温泉やすらぎ館」の運営等、多角的に経営されていました。

研修を終えて、本町には「古今伝授の里やまと」のような温泉施設やホテルが隣接している道の駅は現状ありませんが、一方で、果樹狩り体験等竜王町独自の良さもあり、これを生かしつつ、本町にしかない強みを住民も巻き込んで推進していければと感じました。

次に本委員会は、9月9日午後1時より第一委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催し、町執行部から西田町長、森産業建設主監、関係課長及び関係職員の出席を求め、所管事務調査を行いました。

「竜王町祖父川公園について」

#### 1、経過

令和7年5月19日 芝生維持管理業務契約締結

8月20日 移動式トイレ及び看板設置

9月 1日 開園

#### 2、芝生維持管理業務について

業務名 : 竜王町祖父川公園芝生維持管理業務

委託期間 : 令和7年5月19日～令和10年3月31日

委託料 : 合計 1, 997万6, 000円

(うち、令和7年度: 698万4, 000円)

委託内容: 芝生維持管理 A=9, 800平方メートル

(芝刈り、目土散布、エアレーション、施肥、かん水)

### 3、公園の利用について

対象者 : 個人及び団体(町内外不問)

利用方法: 公園を利用する際には事前に使用許可が必要となる。申請期間は、使用月の前月の1日から使用日の7日前(休日に当たる場合は、その前日)までである。手続は竜王町教育委員会事務局生涯学習課へ申請し、許可を受ける。

#### 【主な質疑応答】

問) 9月1日の開園日以降もまだ暑い日が続いているが、日陰になるようなところはあるのか。

答) この公園については河川占用となるため、河川法の規制により工作物の設置や基礎のあるもの等の設置はできない。避暑対策については、手軽に立てられ撤去も簡単なテント等により対応いただいている。

問) 公園の駐車場は何台駐車可能か。

答) 約10台から15台程度が駐車可能である。駐車場が不足する場合について検討したが、イベントによって利用人数は様々であり、広くすれば近隣住民へ影響を及ぼしかねない。よって、通常使用している団体が十分に使用できる15台を最大駐車台数とし、超える場合については、乗り合わせ等の工夫をお願いすることとしている。

また、説明終了後、現場視察を行いました。現場では、担当職員から公園の概要や芝生の維持管理方法等について説明を受け、写真のみでは実感しにくい全体像を確認することができました。今後も、公園の維持管理が遺漏なく行われ、また、地域住民の健康増進に寄与されることを期待します。

以上、総務産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長(小西久次) 次に、教育民生常任委員会委員長、磯部俊男議員。

○教育民生常任委員会委員長(磯部俊男) 教育民生常任委員会所管事務調査報告。

令和7年9月29日

委員長 磯部 俊男

本委員会は9月9日午前9時より第一委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催し、西田町長、甲津教育長、森岡教育次長ほか関係職員の出席を求め、

所管事務調査を行いました。

「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について」

#### 1、制度の概要

保護者の就労の有無を問わず、生後6か月から満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため、保護者との面談並びに子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う。

#### 2、竜王町での利用希望アンケート調査結果・期待される効果

回答者 : 0歳から2歳の保育所に通園していない児童の保護者 32名  
調査結果 : 「利用を希望する」21名(66%) 「利用を希望しない」11名(34%)

##### 【期待される効果】

##### ・子どもの育ちの応援

同世代の子どもとの関わりを経験し、成長発達の機会を提供する。

##### ・不安・孤立感の解消

保護者が育児の悩みを保育士に相談する。親同士がつながる。

##### ・育児負担の軽減

子どもを預け自分の時間をつくることで用事を済ませることができて、気分転換にもつながる。

#### 3、竜王町の制度実施

実施場所 : 竜王こども園

利用料金(案) : 300円/時間

利用方法 : ①利用申請(制度を利用できるか審査し、認定する)  
②総合支援システムでの利用者登録  
③初回面談  
④利用予約(システムで日程を確認し利用予約する)  
⑤利用当日(必要なものを持参し登園する)  
⑥利用後(指定時間に迎えに来園し、利用料を支払う)

利用定員(案) : 3名/日

利用曜日(案) : 水・木・金

利用時間(案) : 午前中(9時から正午まで)

#### 4、竜王町における実施スケジュール

令和8年3月 広報紙での周知・利用申請受付開始・面談申込開始

4月1日 面談開始

4月2日 利用申込開始

**【主な質疑応答】**

問) アンケート調査結果では、制度利用希望者が21名(66%)との結果に対し、利用定員が1日3名では足りないのではないかと。

答) 今年度先行実施されました米原市の実際の制度利用者が10名程度であった。人口規模等を考慮し、竜王町では1日3名としてスタートするものであるが、その後の状況を見ながら対応していきたい。

以上、教育民生常任委員会所管事務調査報告といたします。

**○議長(小西久次)** ただいま各委員会委員長より、それぞれの報告がございました。

この際、一括して委員長報告に対しての質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

**○議長(小西久次)** ないようでありますので、各常任委員会委員長報告はこれで終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第25 委員会の閉会中の継続調査の申出について**

**○議長(小西久次)** 日程第25 委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長(小西久次)** 御異議なしと認めます。よって、本件は各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

この際、申し上げます。ここで午後3時50分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時35分

再開 午後3時50分

**○副議長(中村匡希)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第 1 議長の辞職について**

○副議長（中村匡希） 議長に代わりまして副議長が議事を進行いたします。よろしくお祈りをいたします。

お諮りいたします。

議長より辞職願が提出されておりますので、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（中村匡希） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第1「議長の辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、小西久次議員の退場を求めます。

[小西久次議員 退場]

○副議長（中村匡希） それでは、辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（寺嶋 要） 令和7年9月26日。竜王町議会副議長、中村匡希様。小西久次。

辞職願。

私儀、今回、一身上の都合により竜王町議会議長の職を令和7年9月30日付をもって辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（中村匡希） お諮りいたします。

小西久次議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（中村匡希） 御異議なしと認めます。よって、小西久次議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

それでは、小西久次議員の入場を許可します。

[小西久次議員 入場]

○副議長（中村匡希） ただいま、議長の辞職につきましては許可されましたので、お知らせをいたします。

ここで、小西久次議員より発言を求められておりますので、これを認めることにいたします。

12番、小西久次議員。

○12番（小西久次） （辞職にあたっての挨拶）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第 2 議長の選挙について

○副議長（中村匡希） お諮りいたします。

ただいま議長の辞職について許可されましたので、「議長の選挙について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（中村匡希） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第 2 「議長の選挙について」を議題といたします。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○副議長（中村匡希） ただいまの出席議員数は 12 名であります。

次に、立会人を指名いたします。

竜王町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番、若井政彦議員、6 番、橘せつ子議員を指名いたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

[投票用紙配付]

○副議長（中村匡希） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長（中村匡希） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○副議長（中村匡希） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席の順により投票願います。

[投票]

○副議長（中村匡希） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長（中村匡希） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

ただいまから開票を行います。3 番、若井政彦議員、6 番、橘せつ子議員兩名

の立会いをお願いいたします。

[開票開始]

○副議長（中村匡希） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 10 票、無効投票（白票含む）は 2 票。有効投票のうち、澤田満夫議員 10 票、以上のおりであります。よって、澤田満夫議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（中村匡希） ただいま議長に当選されました澤田満夫議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました澤田満夫議員より発言を求められていますので、これを認めることにします。

7 番、澤田満夫議員。

○7 番（澤田満夫） （当選を受けて挨拶）

○副議長（中村匡希） ここで、小西議長と交代いたします。ありがとうございました。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 05 分

再開 午後 4 時 06 分

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第 3 副議長の辞職について

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

副議長より辞職願が提出されておりますので、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第 3 「副議長の辞職について」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、中村匡希議員の退場を求めます。

[中村匡希議員 退場]

○議長（小西久次） それでは、辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（寺嶋 要） 令和 7 年 9 月 26 日。竜王町議会議長、小西久次様。

中村匡希。

辞職願。

私儀、今回、一身上の都合により竜王町議会副議長の職を令和7年9月30日付をもって辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（小西久次） お諮りいたします。

中村匡希議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、中村匡希議員の副議長の辞職を許可することにいたしました。

中村匡希議員の入場を許可します。

[中村匡希議員 入場]

○議長（小西久次） ただいま、副議長の辞職につきましては許可されましたので、お知らせをいたします。

ここで、中村匡希議員より発言を求められておりますので、これを認めることにいたします。

1番、中村匡希議員。

○1番（中村匡希） （辞職にあたって挨拶）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第 4 副議長の選挙について

○議長（小西久次） お諮りいたします。

ただいま副議長の辞職について許可されましたので、「副議長の選挙について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第4「副議長の選挙について」を議題といたします。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（小西久次） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

竜王町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、三宅政仁

議員、8番、磯部俊男議員を指名いたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

[投票用紙配付]

○議長（小西久次） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（小西久次） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席の順により投票願います。

[投票]

○議長（小西久次） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

ただいまから開票を行います。2番、三宅政仁議員、8番、磯部俊男議員両名の立会いをお願いいたします。

[開票開始]

○議長（小西久次） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票10票、無効投票2票。有効投票のうち、内山英作議員10票、以上のとおりであります。よって、内山英作議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（小西久次） ただいま副議長に当選されました内山英作議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました内山英作議員より発言を求められていますので、これを認めることにします。

9番、内山英作議員。

○9番（内山英作） （当選を受けて挨拶）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

○議長（小西久次） お諮りいたします。

「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。

それでは、追加日程第5 常任委員会委員の選任についてを議題とします。  
お諮りいたします。

常任委員会委員の選任は、竜王町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

予算決算常任委員会委員に、中村匡希議員、三宅政仁議員、若井政彦議員、大橋裕子議員、鎌田勝治議員、橘せつ子議員、磯部俊男議員、内山英作議員、森島芳男議員、山田義明議員、小西久次の以上11名をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員を、予算決算常任委員会委員に選任することに決しました。

次に、総務産業建設常任委員会並びに教育民生常任委員会について、竜王町議会委員会条例第3条第1項の規定で、常任委員の任期は2年となっておりますので、今回改選するものであります。

お諮りいたします。

常任委員の選任は、竜王町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

総務産業建設常任委員会委員に、中村匡希議員、若井政彦議員、澤田満夫議員、内山英作議員、森島芳男議員、小西久次の以上6名であります。

次に、教育民生常任委員会委員に、三宅政仁議員、大橋裕子議員、鎌田勝治議員、橘せつ子議員、磯部俊男議員、山田義明議員の以上6名をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました

以上の議員を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

各常任委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長、副委員長互選のための委員会を招集いたしますので、指定の場所に御参集願います。

なお、正副常任委員長の結果を議長まで報告願います。

委員会の開催指定場所は、予算決算常任委員会は301会議室で、その開催終了後、総務産業建設常任委員会は第1委員会室で、教育民生常任委員会は第2委員会室でそれぞれ開催をいたします。

委員会開催のため、午後4時半まで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時21分

再開 午後4時30分

○議長（小西久次） 休憩前に続いて会議を進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第 6 諸般の報告（常任委員会、正副委員長互選の結果報告）

○議長（小西久次） 追加日程第6 諸般の報告をいたします。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

まず、予算決算常任委員会委員長には山田義明議員、副委員長には三宅政仁議員が選任されました。

次に、総務産業建設常任委員会委員長には森島芳男議員、副委員長には若井政彦議員が選任されました。

次に、教育民生常任委員会委員長には大橋裕子議員、副委員長には橘せつ子議員が選任されました。

以上のおおりにです。よろしく願いいたします。

これで、追加日程第6 諸般の報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第 7 議会運営委員の選任について

○議長（小西久次） お諮りいたします。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第7 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の任期は、竜王町議会委員会条例第4条の2第3項の規定で2年となっておりますので、今回改選するものであります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任は、竜王町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に大橋裕子議員、鎌田勝治議員、森島芳男議員、山田義明議員、小西久次の以上5名をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決しました。

議会運営委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長、副委員長互選のための委員会を招集いたしますので、指定の場所に御参集願います。

委員会の開催指定場所は、第1委員会室です。

なお、正副委員長の結果を議長まで報告願います。

午後4時35分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時31分

再開 午後4時35分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続いて会議を進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **追加日程第 8 諸般の報告（議会運営委員会、正副委員長互選の結果報告）**

**○議長（小西久次）** 追加日程第8 諸般の報告をいたします。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長には鎌田勝治議員、副委員長には小西久次が選任されました。

以上のとおりです。よろしくお願いたします。

これで、追加日程第8 諸般の報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **追加日程第 9 議会広報特別委員会委員の辞任について**

**○議長（小西久次）** お諮りいたします。

中村匡希議員、大橋裕子議員、橘せつ子議員、澤田満夫議員、磯部俊男議員、

内山英作議員より、議会広報特別委員会の委員を辞任したい旨の願いが提出されましたので、「議会広報特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第9 議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

中村匡希議員、大橋裕子議員、橘せつ子議員、澤田満夫議員、磯部俊男議員、内山英作議員の退場を求めます。

[それぞれの議員 退場]

○議長（小西久次） それでは、辞任願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（寺嶋 要） 令和7年9月26日、竜王町議会議長、小西久次様。議会広報特別委員会委員、中村匡希。

辞任願。

このたび、一身上の都合により、議会広報特別委員会委員を令和7年9月30日付をもって辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

以下同文で、大橋裕子議員、橘せつ子議員、澤田満夫議員、磯部俊男議員、内山英作議員の辞任願がございます。

以上でございます。

○議長（小西久次） お諮りいたします。

中村匡希議員、大橋裕子議員、橘せつ子議員、澤田満夫議員、磯部俊男議員、内山英作議員の議会広報特別委員会の辞任を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、中村匡希議員、大橋裕子議員、橘せつ子議員、澤田満夫議員、磯部俊男議員、内山英作議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

中村匡希議員、大橋裕子議員、橘せつ子議員、澤田満夫議員、磯部俊男議員、内山英作議員の入場を許可いたします。

[それぞれの議員 入場]

○議長（小西久次） 中村匡希議員、大橋裕子議員、橘せつ子議員、澤田満夫議員、磯部俊男議員、内山英作議員の議会広報特別委員会委員の辞任は許可されましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第10 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（小西久次） お諮りいたします。

ただいまの辞任許可により、議会広報特別委員会委員に欠員が生じたので、この際、「議会広報特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。

それでは、追加日程第10 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、竜王町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

三宅政仁議員、若井政彦議員、鎌田勝治議員、森島芳男議員、山田義明議員、小西久次を議会広報特別委員会委員に指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員を、議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

議会広報特別委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長、副委員長互選のための委員会を招集いたしますので、指定の場所に御参集願います。委員会の開催指定場所は、第1委員会室です。

なお、正副委員長の結果を議長まで報告願います。

午後4時40分まで暫時休憩します。

休憩 午後4時38分

再開 午後4時40分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続いて会議を進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第11 諸般の報告（議会広報特別委員会、正副委員長互選の結果報告）

○議長（小西久次） 追加日程第11 諸般の報告をいたします。

議会広報特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会広報特別委員会委員長には三宅政仁議員、副委員長には鎌田勝治議員、以上のおりです。よろしく願います。

これで追加日程第11 諸般の報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第 1 2 地域活性化特別委員会委員の辞任について

○議長（小西久次） お諮りいたします。

中村匡希議員、磯部俊男議員より、地域活性化特別委員会の委員を辞任したい旨の願いが出されましたので、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第 1 2 地域活性化特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

中村匡希議員、磯部俊男議員の退場を求めます。

[それぞれの議員 退場]

○議長（小西久次） それでは、辞任願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（寺嶋 要） 令和 7 年 9 月 2 6 日、竜王町議会議長、小西久次様。  
地域活性化特別委員会委員、中村匡希。

辞任願。

このたび、一身上の都合により、地域活性化特別委員会委員を令和 7 年 9 月 3 0 日付をもって辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

以下同文で、磯部俊男議員の辞任願がございます。

以上です。

○議長（小西久次） お諮りいたします。

中村匡希議員、磯部俊男議員の地域活性化特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、中村匡希議員、磯部俊男議員の地域活性化特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

中村匡希議員、磯部俊男議員の入場を許可します。

[それぞれの議員 入場]

○議長（小西久次） 中村匡希議員、磯部俊男議員の地域活性化特別委員会委員の辞任は許可されましたので、お知らせします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第 1 3 地域活性化特別委員会委員の選任について

○議長（小西久次） お諮りいたします。

ただいまの辞任許可により、地域活性化特別委員会委員に欠員が生じたので、この際、「地域活性化特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。

それでは、追加日程第13 地域活性化特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

地域活性化特別委員会委員の選任については、竜王町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

小西久次を地域活性化特別委員会委員に指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員を、地域活性化特別委員会委員に選任することに決しました。

地域活性化特別委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長、副委員長互選のための委員会を招集いたしますので、指定の場所に御参集願います。委員会の開催指定場所は、第1委員会室です。

なお、正副委員長の結果を議長まで報告願います。

委員会開催のため、暫時休憩といたします。午後4時45分まで。

休憩 午後4時43分

再開 午後4時45分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続いて会議を進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第14 諸般の報告（地域活性化特別委員会、正副委員長互選の結果報告）**

○議長（小西久次） 追加日程第14 諸般の報告をいたします。

地域活性化委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

地域活性化特別委員会委員長には小西久次、副委員長には橘せつ子議員が選任されました。

以上のとおりです。よろしく願いいたします。

これで、追加日程第14 諸般の報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第15 議会改革特別委員会委員の辞任について**

○議長（小西久次） お諮りいたします。

澤田満夫議員より、議会改革特別委員会の委員の辞任をしたい旨の願いが提出されましたので、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第15 議会改革特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

澤田満夫議員の退場を求めます。

[澤田満夫議員 退場]

○議長（小西久次） それでは、辞任願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（寺嶋 要） 令和7年9月26日、竜王町議会議長、小西久次様。議会改革特別委員会委員、澤田満夫。

辞任願。

このたび、一身上の都合により、議会改革特別委員会委員を令和7年9月30日付をもって辞任したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（小西久次） お諮りいたします。

澤田満夫議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、澤田満夫議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

澤田満夫議員の入場を許可いたします。

[澤田満夫議員 入場]

○議長（小西久次） 澤田満夫議員の議会改革特別委員会委員の辞任は許可されましたので、お知らせします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第16 議会改革特別委員会委員の選任について

○議長（小西久次） お諮りいたします。

ただいまの辞任許可により、議会改革特別委員会委員に欠員が生じたので、この際、「議会改革特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。

それでは、追加日程第16 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、竜王町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

小西久次を議会改革特別委員会委員に指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を、議会改革特別委員会に選任することにいたしました。

議会改革特別委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長、副委員長互選のための委員会を招集いたしますので、指定の場所に御参集願います。委員会の開催指定場所は、第1委員会室です。

なお、正副委員長の結果を議長まで報告願います。

委員会開催のため、午後4時50分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時48分

再開 午後4時50分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続いて会議を進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第17 諸般の報告（議会改革特別委員会、正副委員長互選の結果報告）

○議長（小西久次） 追加日程第17 諸般の報告をいたします。

議会改革特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会改革特別委員会委員長には鎌田勝治議員、副委員長には若井政彦議員が選任されました。

以上のとおりです。よろしく願いいたします。

これで追加日程第17 諸般の報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第18 東近江行政組合議会議員の選挙について

○議長（小西久次） お諮りいたします。

東近江行政組合議会議員には、竜王町から2名の議員が出ていただいておりますが、議員の1名が辞職されましたので、その後任の選挙をするため、「東近江

行政組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。

それでは、「東近江行政組合議会議員の選挙について」を追加日程第18とし、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長より指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、東近江行政組合議会議員に山田義明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました山田義明議員を、東近江行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山田義明議員が東近江行政組合議会議員に当選されました。

山田議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第19 八日市布引ライフ組合議会議員の選挙について**

○議長（小西久次） お諮りいたします。

八日市布引ライフ組合議会議員には、竜王町から2名の議員が出ていたideおりましたが、議員の2名が辞職されましたので、その後任の選挙をするため、

「八日市布引ライフ組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。

それでは、「八日市布引ライフ組合議会議員の選挙について」を追加日程第19とし、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長より指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、八日市布引ライフ組合議会議員に橘せつ子議員、小西久次を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました橘せつ子議員、小西久次を八日市布引ライフ組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました橘せつ子議員、小西久次が八日市布引ライフ組合議会議員に当選されました。

橘せつ子議員、小西久次が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から告知いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、町長より発言の申出がございますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 9月2日から9月29日までの28日間にわたり開会いただきました、令和7年竜王町議会第3回定例会、誠にお疲れさまでございました。定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、提案させていただきました案件に関しまして、慎重なる御審議を賜り、原案どおりの内容でお認めをいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

また、各委員会や一般質問の場においていただきました御意見、御提言等につきましては、その対応に十分留意して今後の町政運営に当たってまいりますので、今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、昨日、「わたSHIGA輝く国スポ2025」の総合開会式が彦根市にて開催されました。本町におきましても、10月3日から3日間スポーツライミング競技会が開催され、10月5日には愛子内親王殿下が御臨席されます。本大会が、選手の皆さんの日々の努力が存分に発揮され、観客の皆さんと一体となったすばらしい大会となるよう、関係者、役職者一同努めてまいりますので、議員の皆様のお支援、御協力をどうぞよろしくお願いをいたします。

今年の台風が発生と日本への襲来は、例年に比べて少ない状況でありますけれども、過去の災害歴を見ますと、10月こそ大型台風による被害が多く発生しております。一方、線状降水帯など局地的な豪雨による被害が全国各地で報告されておりますので、町民の皆様のお安全確保に努め、防災対策に取り組んでまいります。

また今回、議長を辞職されます小西議員、副議長を辞職されます中村議員、また各委員会の委員の皆様方にはこの2年間、議会運営に多大なる御貢献を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

また、新たに選任をされました新議長、澤田議員、また副議長、また新たな委員の皆様方には、今後2年間どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますが、朝夕涼しさを感じる季節の変わり目こそ、健康管理に注意が必要でございます。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康には十分御留意をいただき、町政進展のため引き続き、御活躍いただきますよう御祈念申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

**○議長（小西久次）** 閉会の挨拶の前に、お許しをいただき、私事ではありますが、議長退任に当たり一言御礼の御挨拶を申し上げます。

去る令和5年10月2日の本会議場において議長に御推挙をいただき、早2年

の月日が過ぎ、本日、本会議において新議長、澤田満夫議員が推選されましたことについて、お喜びするとともに、御活躍を祈念するものであります。

さて、この2年間は、議員各位はもとより執行部、さらには住民の皆様方の深い御理解、御協力をいただき、大過なく議長職を務めさせていただきましたことについて、衷心より感謝申し上げますとともに、厚くお礼申し上げます。

残された2年間は、今日までの経験を生かし、一議員として同士と共に議員活動に一意専心いたすことを心新たにしているところでございますので、相変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、お礼の言葉と御挨拶とさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

今期定例会は、去る9月2日から本日までの28日間にわたり開会しましたところ、議員各位におかれましては、御多用中、連日にわたり御出席を賜り、提案されました重要な議案について慎重なる御審議をいただき、大変御苦労さまでございました。

また、執行部におかれましては、この間、適切なる対応をしていただきまして大変ありがとうございました。本会議、委員会において各議員から述べられました意見なり、要望事項につきましては特に考慮していただき、執行の上で十分反映されますようお願い申し上げます次第でございます。

令和7年度も後半へと進んでまいります。議会においては新体制となり、町行政に対しさらにチェック機能を深めてまいられると思います。

さて、滋賀県においては、先ほど町長が述べられましたように、「わたSHIGA輝く第79回国民スポーツ大会」の総合開会式が昨日、天皇、皇后をお迎えし、滋賀県らしく盛大に開催され、会期前競技も含め連日大いに盛り上がりを見せているところであります。

本町においても、10月3日から5日までの間、竜王町で初めて竜王町総合運動公園においてスポーツクライミング競技が開催されます。さらには、5日には愛子内親王殿下が本町にお越しになり、競技を御覧になるという、大変光栄なニュースも入ってまいりました。

ここに至るまでの間、執行部におかれましては、教育委員会を中心に全職員が一丸となって準備に当たられてきたものと思います。当日はこれまでの集大成として、滞りなく開催できますよう御祈念申し上げますとともに、我々議員一同も、一町民として全力で応援にはせ参じる所存でございます。

また、昨年11月に石破内閣が発生しましたが、衆議院・参議院が行われ、政権与党が少数与党となり、1年余りで辞任表明をされ、10月4日に自民党総裁選挙が予想され、その後、新しい政権が誕生する予定ですが、政治が混とんする中、米をはじめとする諸物価高騰の中、住民生活に及ぼしています。竜王町でもかなりの影響があると思います。

そんな年、70年の節目の年、中心核交流・文教ゾーン等周辺と竜王小学校や学童保育所工事も着々と進められ、町民皆様も期待されております。先ほども町長が申されましたけれども、線状降水帯による竜巻や記録的な大雨により、各地で住宅浸水と氾濫、甚大な被害をもたらしており、尊い生命や財産が奪われるという痛ましい災害に遭われた皆様には、心からお見舞い申し上げ、早い復興を願うものであります。

竜王町には、幸いにも災害は起きておりませんが、いつ起きるか分かりません。日頃から防災に対する取組は重要であり、安心安全の暮らしのために、町民の皆さんが暮らしのために安全安心のまちづくりをすることが肝要であるということを感じているところでございます。

最後になりましたけれども、連日の猛暑もようやく落ち着き、朝夕肌寒さを感じる季節となりました。秋も徐々に深まってまいります。議員各位、執行部の皆様におかれましては健康に十分注意していただきまして、町政の発展のため御精進いただきますよう御祈念申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○議長（小西久次）** それでは、これもちまして、令和7年第3回竜王町議会定例会を閉会いたします。

大変長時間、御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後5時03分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

竜王町議会議長 小 西 久 次

議会議員 山 田 義 明

議会議員 中 村 匡 希